

令和5年2月市会本会議代表質疑

兵藤 しんいち （北区）

【はじめに】

北区選出の兵藤しんいちでございます。大道義知議員、青野ひとし議員に続いて、公明党京都市会議員団を代表し質疑いたします。市長ならびに関係理事者の皆様におかれましては、どうか誠意あるご答弁をお願いいたします。

【認知症対策について】

まず、はじめに、人生 100 年時代の社会的課題である認知症対策について伺います。団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年には、高齢化率は 30%を超え、認知症高齢者の数も 700 万人を超えると推計されています。

実に 65 歳以上の 5 人に 1 人が認知症となる計算です。本市においても認知症高齢者数は約 88,000 人に上ると予測されており、これは一つの行政区人口に匹敵するほどの数とも云えます。

国においては、2000 年に現在の介護保険法を施行し、開始当初の要介護認定の要因の第一位は認知症でありました。2015 年には「認知症施策推進総合戦略」（新オレンジプラン）が策定され、その中において認知症に対する基本的な考え方として、①認知症に対する知識の普及・啓発、②心身の状況に応じたりハビリや介護支援施策の総合的推進、③認知症の本人及び家族の意向を尊重する、との内容が盛り込まれました。

そして 2019 年には「認知症施策推進大綱」が閣議決定され、認知症の人と家族が暮らしやすい共生社会の実現に向けた施策を推進していくとの方向性が示されました。これらの背景から考えると、認知症においては、ますます認知症の本人と家族の視点を重視する施策が重要であることが伺えます。

本市においては、これまで「認知症地域支援推進員」の配置、「認知症初期集中支援チーム」の市内全区への展開をはじめ、市民向けには認知症サポーターの養成やその活動の促進、認知症の本人や家族へ交流の機会の提供・充実などに取り組まれてきました。

しかしながら、2025 年まであと 2 年を前に、認知症サポーターのさらなる養

成や、地域での活動の輪を広げるための「チームオレンジ」の推進、市バス地下鉄従事者への認知症講習、スローレジの普及など、認知症を取り巻く環境改善への課題は山積しています。

こうした課題を解決するためには、地域社会の理解が不可欠であり、私自身、主任ケアマネジャーとしての経験や、認知症サポーターの養成講座を開催してきたことの実感として、認知症の本人と家族が暮らしやすい支え合いの絆社会をつくることが如何に重要であることを痛感しております。

そこで市長にお聞きいたします。今後も、本市がさまざまな認知症施策を推進していくにあたり、認知症の人と家族が暮らしやすいまちづくりのため、京都ならではの条例を制定するなど、他都市の取組も参考に、認知症にやさしいまちづくりへ向けた市民意識の醸成や認知症施策の効果を全市的に発揮できるネットワーク力の向上を図るべきと考えますが、如何でしょうか。お考えをお聞かせください。

【高齢者インフルエンザワクチン接種事業について】

次に、高齢者インフルエンザワクチン接種事業についてお聞きいたします。本市では昨年の2月市会において、高齢者のインフルエンザワクチン接種事業を、所得に応じた自己負担額制度から、生活保護世帯を除く一律1,500円負担の制度に変更されました。

このことにより、ワクチン接種率の低下が懸念されることから、公明党京都市会議員団としても、代表質問や予算委員会、常任委員会において再三懸念を表明し、議会としても付帯決議を付したところであります。

今年度の接種率はコロナ禍のもと、市民の感染対策への意識の高まりに加え、市政協力委員による周知チラシの回覧など例年以上の広報周知・啓発を行ったこともあり、12月末時点で見直し前とほぼ変わらない53.57%であり、新型コロナウイルスワクチンとの共同広報などによる啓発活動が功を奏したものと思われま

しかしながら一方で、インフルエンザの感染状況が注意報から警報となり、特に75歳以上の高齢者の重症化率は65歳以上から74歳までを100とした場合に実に約5倍の478となっております。これらを踏まえ公明党京都市会議員団としては高齢者の重症化予防のための手立てを要望してきたところで

このような中、今回新たに75歳以上の自己負担を軽減する予算が提案されたことについては、今後、新型コロナが2類から5類となることや、団塊の世代が75歳以上となることも見据え、この間、インフルエンザワクチン接種環境の充実と負担軽減を申し上げてきた我が会派としては評価いたしております。そこで我が会派の要望も踏まえ、今回の充実策について、どのような経緯で予算案を提示されたのか、市長の思い、お考えをお聞かせください。

【精神に障がいのある方への障害者医療制度の適用について】

次に、精神に障がいのある方への障害者医療制度の適用について伺います。昨年末、障害者総合支援法及び精神保健福祉法など関連法が改正され、難病患者へのきめ細かな支援拡充と、障がいのある方が一人暮らしを希望される場合の自立支援に向けた体制が強化されることとなりました。

障がいのある方の多様な働き方への対応については、働きやすい職場環境づくりに向けた、「就労選択支援」というサービスが創設され、本人の技能や経験、必要な配慮などを整理した「就労アセスメント」を活用して、支援者の協力のもとに職場定着に向けた訓練や就労時間を調整する仕組みもスタートするなど、精神に障がいのある方の自立支援と、家族への支援が一層拡充されることで、今後、地域で安心して暮らしていける環境が整備されることが期待されます。

しかしながら一方で、安定した働く場の確保だけでなく、円滑な人間関係の構築や、家計の安定に向けては、まだまだ課題が山積しているのが現状です。特に、コロナ禍においては、診療に係る負担だけでなく、物価高騰の影響による経済的負担も余儀なくされており、一層の支援拡充が求められています。

本市においては、これまで市バス・地下鉄の無料パスの交付や、住宅確保要配慮者への居住支援の充実など、精神に障がいのある方の社会参加や自立に向けた支援を行ってきておりますが、現下の厳しい経済状況の中、精神科以外の一般医療費の負担も大きく、それが受診控えに繋がり、精神に障がいのある方にとって症状悪化につながりかねないことが、精神科の医師や家族会から指摘されております。

こうした一般医療費の自己負担分を助成する、精神に障がいのある方に対する重度心身障害者医療費助成制度は、ほとんどの都道府県及び政令市で実施されている中、京都では、未だ制度化されていないのが現状です。

こうした実情を踏まえ昨年には、家族会をはじめ関係団体の皆様が、知事・市長をはじめ府下市町村長に対し、制度化実現を要望されたところですが、残念ながら新年度予算には計上されるどころまですべてに達していません。

制度化の実現は、まったなしの状況です。引き続き課題解決に向けて府市の協議を行い、早急に制度化すべきと考えますが如何でしょうか。制度化における課題、及び制度化の見通し等について、お考えをお聞かせください。

【ごみ減量・分別促進に向けた情報発信について】

次に、ごみ減量・分別促進に向けた情報発信についてお聞きします。誰一人取り残さない SDGs が目的とする持続可能な世界の実現に向けては、あらゆる分野において環境問題が大きくかかわっており、特に気候変動や持続可能な消費と生産などの分野において施策を積極的に展開することとされています。

本市では 2050 年 CO2 排出量正味ゼロ、2030 年温室効果ガス 46%削減を掲げ、様々な取組を推進されておりますが、この目標達成に向けては、再生可能エネルギーの導入拡大や次世代自動車の普及促進などによる省エネの取組だけでなく、様々な分野において対策を進める必要があります。国においても、廃棄物・資源循環分野の 2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた「中長期シナリオ」の検討が進められているところです。

脱炭素社会の実現、SDGs の達成に向けては、ごみの減量、分別促進による更なる資源循環の取組も必要です。この理念のもと、本市では、これまでも循環型社会の構築を目指した取組を力強く推進されておりますが、本年 4 月からはプラスチック製品の分別回収も開始となることから、市民お一人お一人に更なる御理解と御協力をしていただくことが大切であると考えます。

昨年、私は会派として、本市唯一の埋立処分地であるエコランド音羽の杜を視察させていただきました。また、文化環境委員会で視察を行った横大路学園では、障がいのある方が、手作業でプラスチックごみを選別し、異物の混入等に御苦労されながら懸命に働いておられました。

私自身、これらの現場を目の当たりにし、処分場を少しでも長く使うことや、ごみを減らす、資源となるものはできる限り分別することが如何に大切であるか、改めて認識いたしました。

誰もが自分に関わる課題であると認識し、行動に踏み出すためには、家庭から出したごみが、どのような処理を経て、最終的にどのような場所にたどり着くのか、実感を伴って知ることで、その後の行動に結びつくことが期待できるのではないのでしょうか。

本市にはエコランド音羽の杜だけでなく、クリーンセンターやリサイクル施設など、様々なごみ処理施設があります。そこで、これらの施設について、積極的に見学に訪れていただくよう周知・啓発に取り組むとともに、多くの市民の方々に現場を知ってもらうためにも様々な工夫をこらし、積極的に施設について情報発信することが必要と考えますが如何でしょうか。お考えをお聞かせください。

【若者世代の市内企業への就職支援について】

次に、若者世代の移住定住促進に向けた情報発信について伺います。2020年10月の国勢調査によると、本市の人口は約146万3,700人で、東京特別区を除く全国で8番目に多い自治体となっております。

全国的に深刻な少子高齢化の波が押し寄せている中、本市においては就職世代の若者及び結婚・子育て世代の市外転出も顕著となっており、まさに人口減少の局面に入っていると云える状況です。

若い世代が暮らしやすい居住環境や住宅流通の促進、教育・子育て環境の充実など、これまでも若い世代に選ばれる都市の構築に向けて、本市はさまざまに努力してきたと思います。

しかしながら一方で、本市の人口の1割近くにあたる大学生などは毎年3万人以上卒業する中、東京や大阪などの大都市への就職により転出してしまうことも多く見受けられます。

就職以外にも、住宅事情、通勤、結婚など個人により転出の理由はさまざまですが、これら未来を担う若者世代、とりわけ就職世代の転出は本市にとって大いに痛手であると云わざるを得ません。

京都に暮らし、京都で働き、京都で結婚し、京都で子を産み育てていく。そう思っただけのような、まちづくりが今必要となっております。

本市では、大企業に限らず、観光以外にも、ものづくりや文化芸術、農林業に至るまで、数多くの中小企業が存在しており、それらの情報を最大限に若者に発信し京都で働いていただけるよう、「京のまち企業訪問サイト」を立ち上げて運営されています。

こうした情報は、現役の学生はもとより、全国の若者に対しても発信を強化し、京都に働きに来ていただけるように推進することが重要と考えます。また、多くの若い人たちにとって就職後の大きな負担となっているのが、奨学金の返済です。自治体や企業でも独自に返済の肩代わり制度を創設するなど、きめ細かな定住促進策を検討することが求められています。

京都府内大学から就職された方のわずか 18.6%しか府内で就職していない現状の中、より京都の企業等への就職率の向上、ひいては本市の定住促進につながるよう、若者への分かりやすい企業情報の発信、とりわけ奨学金支援等の情報が必要と考えますが如何でしょうか。このことにより、企業等への奨学金支援導入の推進にも繋がることを期待できます。お考えをお聞かせください。

【コンテンツ産業分野における若者への魅力発信について】

それに付随して、コンテンツ産業分野における若者への魅力発信についてもお聞きいたします。本市では、自治体としてはめずらしく京都精華大学との共同による国内初のマンガ文化の総合拠点「京都国際マンガミュージアム」を運営されております。

昨年 9 月には西日本最大規模のマンガ・アニメの総合見本市である「京都国際マンガ・アニメフェア」（京まふ）を開催されました。2012 年から続くこの取組は、本市におけるコンテンツ産業の振興として、新たなビジネスの創出支援やクリエイターの育成支援・雇用機会の創出、若年層をはじめとした新たな観光客の掘り起こしにより、「コンテンツ都市・京都」のブランド向上を目的に実施していると聞いております。

今後、NFT などのデジタルアート産業やゲーム産業等へのさらなる発展も期待されるところでありますが、一方で、若者ユーザー目線に立った取組も考える必要があります。

アニメ等の分野では、その舞台となった地域などが新たな観光や若者の移住に繋がるケースがあります。いわゆる聖地巡礼というものです。鳥取県岩美町

では、京都アニメーション制作による男子競泳アニメ「Free!」の舞台として描かれたことをきっかけに、聖地巡礼スポットとして観光振興だけでなく、若者の移住定住促進に繋がった例があります。

本市においても、昨年公開された「犬王」や「四畳半タイムマシンブルース」など、京都を舞台とした魅力あるアニメ作品がこれまでに数多く制作され、聖地巡礼による若者からの注目を集めております。

そこで今後、**若者の移住定住促進を考えるにあたり、コンテンツ産業のさらなる活性化とともに、マンガ・アニメ・ゲームなどのコンテンツそのものによる聖地の創出・魅力発信もますます有効であると考えますが如何でしょうか。お考えをお聞かせください。**

【建設残土埋立に対する指導について】（要望）

最後に一点、要望を申し上げます。私の住む北区は北部山間地域を有し、その豊かな自然環境と、そこで暮らす人々の生活は何よりも大切な財産の一つであります。一方で、山間地域であるがゆえに、鷹峯笹ヶ尾地域のように、土地を所有した事業者が樹木を伐採し建設残土を運び入れることも見受けられます。

本市には「京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」が制定されておりますが、その適用は3000㎡以上の埋立てであり、多くの埋立は適用を受けず「自然風景保全条例」の適用となっております。建設残土の埋立は、その埋立地周辺の住民生活への影響と不安はもとより、大型ダンプ車両の通行と騒音・粉塵など沿道の住民にまで影響を及ぼします。

本市の担当局においても事業者と住民との間に入っていただくことがありますが、根本的な解決には至らない場面も見受けられます。そこでより住民が安心安全に暮らしていくために、また住民・事業者の双方が納得していけるためにも「建設残土埋立における指導要綱」なるものを作成し、事業者から地域住民等に対し十分な説明と安全配慮を明示しコンセンサスを得ていく必要があると考えますが如何でしょうか。それらの実施を強く求めるものであります。

以上で私の質疑を終わります。公明党京都市会議員団は、全議員が、京都市の更なる発展と、市民の命と暮らしを守るため、これからも全力で働き抜いてゆくことを強くお誓いし、私の代表質疑を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。